

問V - 4 - ③（遊休財産額）

収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための募金（基金）、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金等は遊休財産となるのでしょうか

答

1 遊休財産となるかどうかは、財産に付けられる名前によってではなく、財産の用途によって判断されることになります。公益法人認定法においては、法人の資産から負債を控除した純資産の中で、次の控除対象財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項）の要件に合致する財産に相当するものは遊休財産額には含まれません（問V - 4 - ②参照）。

- ① 公益目的保有財産
- ② 公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産
- ③ 資産取得資金
- ④ 特定費用準備資金
- ⑤ 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有されているもの及び定めた用途に充てるために保有している資金

2 基本財産からの運用益を積み立てている運用財産は、単に積み立てているだけでは、上記のいずれにも該当しないため遊休財産額に含まれます。運用益を管理業務に充てるため又は公益目的事業に充てるために保有する金融資産として、適正な範囲に限った上で、それぞれ上記①又は②の財産として貸借対照表上の特定資産に計上するものは、遊休財産額には入りません（公益認定等ガイドラインI - 8. (1) (2)）。

また、予備費などの将来の単なる備えや資金繰りのために保有している資金も遊休財産に含まれます。将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる財政基盤確保のための資金（基金）は、過去の実績や事業環境の見通しを勘案して、活動見込みや限度額の見積もりが可能など、④特定費用準備資金の要件を満たす限りで、遊休財産額からは除外されます（問V - 3 - ④参照）。

3 減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金は、特定の財産の取得又は改良に充てるための上記③資産取得資金の要件（公益法人認定法施行規則第22条第4項）を満たしていれば、遊休財産額には含まれません。